季節性インフルエンザ管理表

学校保健安全法施行規則では、季節性インフルエンザの出席停止期間の基準を次のように定めておりますので、下記を参考に出席管理をお願いいたします。

配布したお知らせに直接、またはこの用紙を印刷し、下部を切り取ってご提出ください。

発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで登校できません。

	0日目（発症当日）	発症後、最低5日間は登校不可					6日目	7日目
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
（例1）発症2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日以内は登校不可	登校可能	
（例2）発症3日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
（例3）発症4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	

解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで登校不可

※ただし、症状により医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではない

記

---------- 切り取り ----------

◆該当者

学年・クラス	氏名

◆受診した医療機関

医療機関名	発熱日

◆発熱記録

日付	発症当日		1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目	
	月　日		月　日		月　日		月　日		月　日		月　日		月　日	
体温	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕